㈣　外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書（政令第五十七条の二の規定により準用される政令第四十八条の十二の二第二項及び第四十八条の十二の三第二項の書類）	第七号様式
㈤～㈦　［略］	［略］

［2～4　略］

第六号様式（**提出用**）（用紙日本工業規格Ａ４・セピア色）（第二条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙二　挿入］

第六号様式（**入力用**）（用紙日本工業規格Ａ４・セピア色）（第二条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙四　挿入］

第６号様式記載要領

［1～8　略］

9　道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑪」の欄までは記載しないこととし、「差引法人税割額⑫」の欄に第６号様式別表１の２の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

［10　略］

11　道府県民税の「⑳のうち見込納付額㉑」の欄は、法人税法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第１項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。）（同法第２条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

12　事業税の「所得金額総額㉗」の欄は、第６号様式別表５を添付する法人にあっては第６号様式別表５の「合計㉝」の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の「仮計㊽」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額㊾」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

13　事業税の「付加価値額総額㉝」又は「資本金等の額総額㉟」の各欄は、法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人が第６号様式別表５の２の「課税標準となる付加価値額⑪」又は「課税標準となる資本金等の額⑳」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

14　事業税の「平成28年改正法附則第５条の控除額㊵」の欄は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間に開始する事業年度にあっては第６号様式別表５の７の「③が30億円以下の場合の控除額⑯」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額⑰」の欄の金額を記載し、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に開始する事業年度にあっては第６号様式別表５の７の「③が30億円以下の場合の控除額⑱」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額⑲」の欄の金額を記載し、平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間に開始する事業年度にあっては第６号様式別表５の７の「③が30億円以下の場合の控除額⑳」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額㉑」の欄の金額を記載すること。

［新設］	［新設］
㈣～㈥　［同上］	［同上］

［2～4　同上］

第六号様式（**提出用**）（用紙日本工業規格Ａ４・セピア色）（第二条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙一　挿入］

第六号様式（**入力用**）（用紙日本工業規格Ａ４・セピア色）（第二条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙三　挿入］

第６号様式記載要領

［1～8　同左］

9　道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑩」の欄までは記載しないこととし、「差引法人税割額⑪」の欄に第６号様式別表１の２の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

［10　同左］

11　道府県民税の「⑲のうち見込納付額⑳」の欄は、法人税法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第１項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。）（同法第２条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

12　事業税の「所得金額総額㉖」の欄は、第６号様式別表５を添付する法人にあっては第６号様式別表５の「合計㉝」の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の「仮計㊼」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額㊽」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

13　事業税の「付加価値額総額㉜」又は「資本金等の額総額㉞」の各欄は、法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人が第６号様式別表５の２の「課税標準となる付加価値額⑪」又は「課税標準となる資本金等の額⑳」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

14　事業税の「平成28年改正法附則第５条の控除額㊴」の欄は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間に開始する事業年度にあっては第６号様式別表５の７の「③が30億円以下の場合の控除額⑯」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額⑰」の欄の金額を記載し、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に開始する事業年度にあっては第６号様式別表５の７の「③が30億円以下の場合の控除額⑱」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額⑲」の欄の金額を記載し、平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間に開始する事業年度にあっては第６号様式別表５の７の「③が30億円以下の場合の控除額⑳」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額㉑」の欄の金額を記載すること。